

松風台自治会員の皆様

2018年5月10日

松風台自治会長

茂木 信男

自治会費納入と日本赤十字募金協力のお願い

日頃より松風台自治会活動への御協力に感謝申し上げます。

2018年度の自治会費の納入を下記の通りお願いいたします。また、日本赤十字募金（任意）へのご協力も併せてお願いいたします。

記

- 1、自治会費・・・各班長がお宅へ訪問しますので、お渡してください。

2018年度1年間分 4800円（400円/月 ×12か月）

領収書・・・・・・班ノートで管理しますので領収書の発行を省略いたします。

転入された方・・・自治会の入会金は2000円です。

転出される方・・・転出される月分までの会費をお納め下さい。

- 2、赤十字募金（任意）

班員氏名欄の付いた募金専用の封筒を回覧板に着けて、手渡して回します。

募金は専用封筒の中に入れてください。

手渡して、次の方にお回しください。

赤十字募金は任意です。領収書を発行しませんので、ご了承ください。

- 3、班長訪問期間 5月24日（木）～5月31日（木）

以上

KANAGAWA



災害救護事業

とつぜんの
災害に備えます

地震などの大規模災害・大事故などに備え、常時、救護班を編成しているほか、物資の備蓄・配布を通じて人々への救援活動を行っています。



健康・安全事業

いのちと健康を守る講習を行っています



青少年赤十字

「思いやり」を「実行」できる子どもの力を育みます



血液事業

献血ルームや献血バスで、いのちのバトンをつなぎます



赤十字奉仕団

防災、健康・安全、高齢者福祉など、地域のニーズに応えています



国際活動

開発途上・紛争被害の国々へ、継続的な支援をしています



社会福祉事業

県の指定管理を受け視覚障害者のための施設を運営しています



看護師の養成

災害救護など幅広く力を発揮できる看護師を養成しています



医療事業

3つの赤十字病院・3つの診療所を運営しています

これからも、
みなさまの温かいご支援に
応える努力を続けていきます。

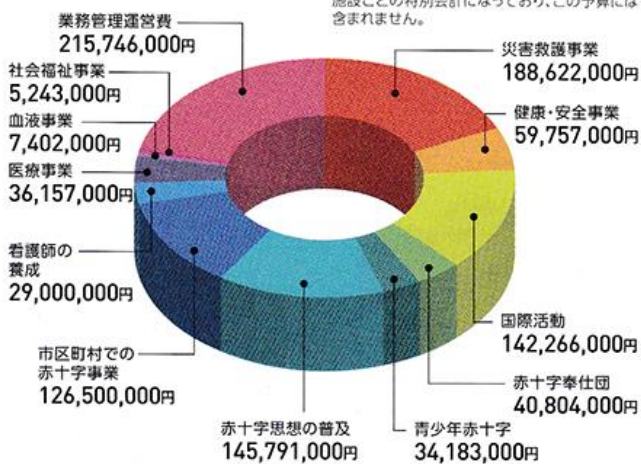


平成30年度事業予算／平成28年度決算報告

平成30年度 事業予算

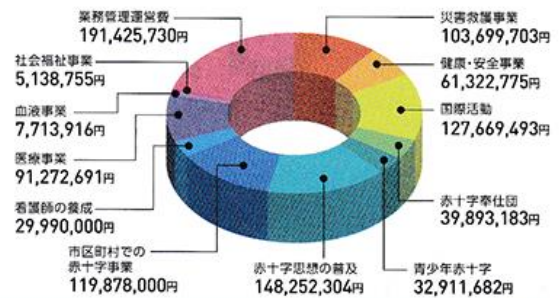
合計 1,031,471,000円

(備考) 赤十字病院、血液センター及び社会福祉施設は、施設ごとの特別会計になっており、この予算には含まれません。



平成28年度 決算報告

合計 959,168,232円



収入合計額 1,017,292,300円
 内訳 社資収入 907,292,328円
 事業収入・その他 109,999,972円

備考
 1. 差引額[58,124,068円]は、次年度に繰り越いたしました。
 2. 赤十字病院、血液センター及び社会福祉施設は施設ごとの特別会計になっており、この決算には含まれません。
 3. 上記決算額は決算承認日の都合上、本掲載は1カ年遅れとなります。

赤十字は皆さまからのご寄付によって支えられています。

平成29年4月から「社員」が「会員」になりました。

これまで赤十字の支援者を「社員」とお呼びしていましたが、平成29年4月から「会員」と改めました。ご支援いただける皆さまは、単なる協力者ではなく、赤十字のかけがえのないパートナーです。

なぜ？

社員という名称が、株式会社などの社員や日本赤十字社の職員を連想させることがあるので、わかりやすくしました。

どう変わる？

ご支援者の方々は、これまでどおり、年に500円以上を目安としたご協力により、日本赤十字社の活動へのご支援をお願いします。その中で、年2,000円以上のご協力をいただける方々は、日本赤十字社の運営に参画する「会員」として登録させていただき、赤十字事業の活動内容をよりご理解いただけるよう、機関紙「赤十字NEWS」などを送付します。また、会員以外のご協力をいただける方々を「協会員」とお呼びします。そして、「会員」および「協会員」の皆さまからのご寄付を「会費(活動資金)」といたしました。

Q 寄付の金額に決まりはありますか？

A 赤十字へのご寄付に、金額の決まりはありません。従来どおり500円以上を目安としたご協力をいただければ幸いです。その中で、「会員」としての登録を希望される皆さまには、年額2,000円以上の「会費(活動資金)」のご協力をお願いします。また、「会員」の皆さまには、機関紙「赤十字NEWS」などをお送りします。

Q 赤十字の「会費(活動資金)」の募集をなぜ町内会で行うのですか？

A 赤十字の活動は、地域福祉やボランティア活動など地域に根ざした活動を行っており、災害時には、自治体や地域住民の方々と協力して救護活動を展開するなど、地域と密接な関わりがあります。このような活動を行うため、自治会・町内会の会合などでご承認をいただいた方々に、「協賛委員」として「会費(活動資金)」の募集にご協力をいただいています。

Q 「会費(活動資金)」と「義援金」の用途は同じですか？

A 「会費(活動資金)」は、災害時における救護活動を始め、救急法などの講習普及および、ボランティアや青少年赤十字の育成などに役立てられます。「義援金」は、被災都道府県に設置される義援金配分委員会に全額が送金され、同委員会の定める配分基準に従って被災者に届けられており、手数料として一部をいただいたり、赤十字が行う活動に使われることは一切ありません。